

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月18日

【会社名】 レカム株式会社

【英訳名】 RECOMM CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 秀博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番6号

【電話番号】 03-5357-1411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 C F O 砥綿 正博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番6号

【電話番号】 03-5357-1411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 C F O 砥綿 正博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	124,300,000円
第17回新株予約権証券	4,680,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	343,680,000円

（注）行使価額が調整された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 本届出書により募集する当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、平成29年12月18日(月)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,100,000株	124,300,000	62,150,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,100,000株	124,300,000	62,150,000

(注) 1. 発行価額の総額を第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、62,150,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
113	56.5	100株	平成30年1月19日(金)		平成30年1月19日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われなないこととなります。

4. 払込期日に払込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権します。

5. 申し込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
レカム株式会社 経営管理本部	東京都千代田区九段北四丁目2番6号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 九段支店	東京都千代田区九段南一丁目5番6号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	30,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	4,680,000円
発行価格	新株予約権1個につき156円 (新株予約権の目的である株式1株当たり1.56円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年1月19日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	レカム株式会社 経営管理本部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号
払込期日	平成30年1月19日(金)
割当日	平成30年1月19日(金)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店

(注) 1. 第17回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成29年12月18日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金113円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり時価}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>343,680,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年1月20日から平成32年1月19日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 レカム株式会社 経営管理本部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会によって、本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「本取得日」という。)を決議することができる。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり156円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>

	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
467,980,000	4,000,000	463,980,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(124,300,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(4,680,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(339,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,000,000円、株式事務手数料・変更登記費用等2,000,000円、弁護士費用等1,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M & A 資金	124	平成30年 1 月

- (注) 1. 株式会社光通信との資本業務提携の一環として株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得費用に充当します。
2. 株式会社アイ・イーグループ・エコの概要は以下のとおりであります。

(1) 商号	株式会社アイ・イーグループ・エコ	
(2) 代表者	柏崎 由隆	
(3) 本店所在地	東京都豊島区南池袋三丁目13番5号	
(4) 設立年月日	平成29年11月20日	
(5) 主な事業の内容	L E D 照明の販売、業務用エアコンの販売	
(6) 資本金の額	2,500万円	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社アイ・イーグループ 100.0%	
(8) 当該会社と当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績	当該会社は株式会社アイ・イーグループからの新設分割会社であるため、該当事項はありません。	

3. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行については、株式会社光通信と資本業務提携を締結することを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。本新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。したがって、差引手取概算額の具体的な使途については運転資金に充当する予定としておりますが、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、株式会社光通信に対して、平成29年6月8日発行決議の第15回新株予約権20,000個(新株予約権の目的となる株式の数2,000,000株)を割当交付しておりますが、平成29年12月18日現在で行使は一切なされておられません。

なお、当社は、平成28年2月12日発行決議により、Oakキャピタル株式会社に対して当社普通株式1,538,500株並びに第14回新株予約権76,924個(新株予約権の目的となる株式の数7,692,400株)を割り当てたことにより総額605百万円の資金調達を行っております。発行諸費用を除く手取額については、平成28年2月12日付有価証券届出書に記載の資金使途に充当することとしており、調達資金のうち249百万円については本件M & A 資金の一部として活用することとなります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売り出しに関する特別記載事項】

新株予約権の発行について

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会決議により、第三者割当の方法によりOakキャピタル株式会社に対して第14回新株予約権を発行しており、当該新株予約権には払込期日から2年間について先買権が設定されておりますが、当社とOakキャピタル株式会社との間で本件新規新株予約権については先買権の対象外とする旨を書面により合意しております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

本新株式

##### a. 割当予定先の概要

氏名	伊藤 秀博
住所	東京都練馬区
職業	当社代表取締役社長

氏名	木下 建
住所	東京都文京区
職業	当社常務執行役員情報通信事業本部長

##### b. 提出者と割当予定先の関係

伊藤 秀博

出資関係	当社普通株式を4,000,000株(当社の総議決権の数に対する割合6.65%)保有しております。
人事関係	当社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

木下 建

出資関係	当社普通株式を81,500株(当社の総議決権の数に対する割合0.13%)保有しております。
人事関係	当社の常務執行役員であり、連結子会社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

##### c. 割当予定先の選定理由

本新株式の割当予定先である伊藤秀博は当社代表取締役社長であり、木下建は当社常務執行役員情報通信事業本部長であります。両名は、当社の経営及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく意欲を持ち合わせること等、また、今回の資金調達目的に照らし、早期資金確保のため割当を引き受ける旨、申し出があったことを鑑み、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

##### d. 割り当てようとする株式の数

伊藤秀博 1,000,000株  
木下建 100,000株

##### e. 株券等の保有方針

本新株式の割当予定先である伊藤秀博、木下建は本新株式を自ら引き受けることで、当社の経営改革及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく目的としているため、当社普通株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

## f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株式に係る払い込みについて、割当予定先である伊藤秀博、木下建の平成29年11月30日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式に係る払い込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当該預金口座は、本人の個人預金であることを口頭にて確認しております。

## g．割当予定先の実態

当社は、本新株式の割当予定先の反社会的勢力等との一切の取引等の関わりの有無について、過去の新聞や雑誌の記事、Web等のメディア掲載情報などを検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、また、割当予定先との面談を行い、その結果、反社会的勢力等とは何ら関係がないものと判断しております。なお、本第三者割当の実施に際して締結する新株総数引受契約書へ、反社会的勢力でない旨の表明・保証に係る条項を記載した上で、契約を締結いたします。

## 本新株予約権証券

## a．割当予定先の概要

名称	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第30期事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第31期第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日) 平成29年8月14日 関東財務局長に提出 第31期第2四半期(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出

## b．提出者と割当予定先の関係

出資関係	当社普通株式216,600株(当社の総議決権の数に対する割合0.36%)保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

## c．割当予定先の選定理由

当社グループは、中小企業のお客様に対して、情報通信機器の販売、設置工事、保守、インターネットサービス、並びにLED照明やエアコン、電気の取次ぎ等のeco商材の販売を行うとともに、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業を行っております。

創業来行っている情報通信機器事業に次ぎ、中国やASEAN等の海外においてLED照明やエアコン等のeco販売事業が順調に立ち上がってきており、この度国内のeco事業を強化していくことを検討しておりました。こうしたなか、株式会社光通信と資本業務提携契約を締結し、当社が株式会社光通信の子会社である株式会社アイ・イー・グループ・エコに51%を出資するとともに、株式会社光通信に対して新株予約権を発行することといたしました。

株式会社アイ・イー・グループ・エコは、LED照明やエアコン販売を行う会社であり、直販で11,000社余りの顧客と卸売の代理店31社を有しております。同社を当社の子会社とし、株式会社アイ・イー・グループと共同して事業を行っていくことで、当社グループが推進するeco関連事業の急拡大並びに収益拡大を実現ができると考えております。詳細につきましては、平成29年12月18日公表の「株式会社光通信との資本業務提携および同社子会社の株式取得に関する基本合意契約締結のお知らせ」をご参照ください。

## d．割り当てようとする株式の数

株式会社光通信

3,000,000株

(注) 割り当てられる新株予約権の目的である株式の数を記載しております。

e．株券等の保有方針

当社と割当予定先との間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、株式会社光通信について、同社の第30期有価証券報告書(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)並びに第31期第2四半期報告書(自平成28年7月1日 至平成29年9月30日)に基づき経営成績及び財政状況を確認しております。以上により、同社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である株式会社光通信は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。また、当社が東京証券取引所に提出した平成29年6月30日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、当社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力等が同社の経営に関与している事実、当社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、当社並びに同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

株式の譲渡につきまして、該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

##### 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日(平成29年12月15日)の東京証券取引所JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値113円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。

また、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

当社監査等委員全員も当社取締役会において、本新株式の発行価額は市場慣行に従った一般的な方法であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額113.7円(小数点以下第2位を四捨五入、以下同じ。)に対する乖離率は0.6%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均113.9円に対する乖離率は0.8%、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額109.6円に対する乖離率は3.1%となっております。

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren(住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に依頼しました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日現在の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(113円)、当社株式の株価変動率(68.41%)、配当利回り(1.33%)、安全資産利子率(0.15%)、権利行使期間(2年)等)を置き算定を実施しています。

当社は、評価モデル上で前提とした各当事者の行動の選択は、実際の各当事者の行動の選択とは同一とならない可能性もあるものの、割当予定先が表明する行使及び保有方針と整合するものであり、その他算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当なものであると判断し、当該算定機関の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価額を当該算定機関の算定結果と同額の156円に決定したものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、行使価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年12月15日)の東京証券取引所JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値113円と同額である1株当たり113円といたしました。

上記発行価額は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したことに加え、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案した上、本第三者割当増資の割当予定先である株式会社光通信との協議に基づき決定いたしました。

当社監査等委員全員も、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて決定された本新株予約権の1個当たりの払込金額156円は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数は1,100,000株(議決権数11,000個)、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式数は3,000,000株(議決権個数30,000個)であり、当社の平成29年12月18日現在の発行済株式総数60,116,900株(総議決権個数601,039個)に対して6.8%(総議決権に対する割合6.8%)で希薄化が生じます。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行は、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大に資するものであり、中長期的には株主の皆様様の利益の向上につながるものと判断しております。

したがって、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
伊藤 秀博	東京都練馬区	4,000,000	6.66%	5,000,000	7.79%
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目 4番10号	216,600	0.36%	3,216,600	5.01%
楽天証券株式 会社	東京都世田谷区玉川1丁目 14番1号	1,750,700	2.91%	1,750,700	2.73%
蒲沢 公命	宮城県仙台市若林区	1,017,200	1.69%	1,017,200	1.58%
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	886,500	1.47%	886,500	1.38%
亀山 与一	栃木県佐野市	779,500	1.30%	779,500	1.21%
有限会社ヤマ ザキ	青森県弘前市上鞆師町11番 地1	668,300	1.11%	668,300	1.04%
協和青果株式 会社	埼玉県越谷市新川町2丁目 68-5	600,000	1.00%	600,000	0.93%
高野 義夫	東京都豊島区	500,000	0.83%	500,000	0.78%
奥西 明	奈良県奈良市	448,800	0.75%	448,800	0.70%
計		10,867,600	18.08%	14,867,600	23.16%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成29年9月30日現在の株主名簿に記載された数値を基準として記載をしております。割当後の伊藤秀博の所有株式数は、本新株式1,000,000株を合計した数値を記載しております。また、割当後の株式会社光通信の所有株式数は、本新株予約権の目的となる株式の数3,000,000株を合計した数値を記載しております。
2. 平成29年12月18日の発行済株式総数は60,116,900株、発行済株式に係る議決権の総数は601,023個であります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月18日現在の発行済株式に係る議決権の総数(601,023個)に伊藤秀博及び木下建に割当てる本新株式数1,100,000株(議決権数11,000個)、株式会社光通信に割当てる本新株予約権の目的となる株式の数3,000,000株(議決権数30,000個)を加えた議決権数642,023個を基準に算定しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
5. 株式会社光通信に対して、平成29年6月8日発行決議の第15回新株予約権20,000個(新株予約権の目的となる株式の数2,000,000株)を割当交付しておりますが、平成29年12月18日現在において権利行使が一切なされていないことから上記第三者割当後の大株主の状況には含めておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書及び四半期報告書(第24期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日(平成28年12月20日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成28年12月22日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、平成28年12月20日開催の第23期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年12月20日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額57,666,100円

効力発生日

平成28年12月21日

###### 第2号議案 定款一部変更の件

事業会社から持株会社へ経営組織を変更するため、第3号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第2条(目的)の変更を行う。

平成29年2月1日に効力が発生する旨の附則を設ける。

###### 第3号議案 新設分割計画承認の件

当社が持株会社体制に移行するにあたり、当社が情報通信事業に関して有する権利義務を新設分割により設立する「レカムジャパン株式会社」に承継させる。

###### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、伊藤秀博、砥綿正博の各氏を選任する。

###### 第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、古賀真氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	219,673	1,626	0	(注)1	可決 96.86
第2号議案	219,646	1,653	0	(注)2	可決 96.85
第3号議案	218,479	2,820	0	(注)2	可決 96.33
第4号議案					
伊藤 秀博	219,472	1,827	0	(注)3	可決 96.77
砥綿 正博	218,995	2,304	0		可決 96.56
第5号議案	219,477	1,822	0	(注)3	可決 96.77

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

### 3. 資本金の増減について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日(平成28年12月20日)以降、本有価証券届出書提出日までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成28年12月20日～ 平成29年12月15日	2,437,800	60,116,900	79,376	1,011,895	79,376	811,895

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月20日

レカム株式会社  
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 杉山 一雄 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石倉 郁男 印  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レカム株式会社の平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、レカム株式会社が平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年12月20日

レカム株式会社  
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 杉山 一雄 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石倉 郁男 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年11月30日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制に移行することを決議し、平成28年12月20日開催の定時株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

レカム株式会社  
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 山 一 雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。